

JA北海道信連SDGs宣言

当会は、『JAと一体となって金融サービスを提供することにより、農業及びその関連産業の振興、地域社会の活性化に貢献する』という経営理念のもと、事業活動を通じて国際連合が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、農業とくらしの発展による持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月開催の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた社会・経済・環境等の様々な問題の解決に向けた国際社会共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成される。

SDGs重要取り組みテーマ（マテリアリティ）

■「経営理念」と「行動憲章」に基づく事業活動を通じて、本会を支えている全てのステークホルダー（利害関係者）と地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、本会の社会的評価と地域における存在価値向上に取り組みます。

■農業・地域を取り巻く社会課題に4つのアプローチで取り組みを展開し、持続可能な開発目標の達成に貢献します。

4つのアプローチ【AgRegional E・S・G】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

①農業・地域経済／社会

農業の持続的成長を支える

地域経済とコミュニティの活性化に貢献する

- 資金供給を通じた地域内の資金循環による地域活性化
- 農業所得の向上支援
- デジタル技術を活用した金融サービスの提供
- 協同組合間、他業種との連携強化

②環境保全

自然環境の維持・保全に貢献する

- 投融资における環境への配慮
- 環境負荷の軽減
- 環境保全活動

③少子・高齢化社会

次世代への対応

高齢者の安心・安全な生活を支える

- 子ども向けの食農、環境、金融・経済等の教育文化の振興
- 資産形成・継承の相談・支援
- 金融犯罪防止への取り組み

④ガバナンス（経営基盤）

コーポレートガバナンス	リスク管理・内部監査
コンプライアンス	ダイバーシティ推進

- 内外の環境変化に即した経営管理の高度化
- 農業・金融の視点に立ち、質の高い課題解決能力等を有する人材の育成
- 多様な人材が活躍できる職場づくり

【AgRegional E・S・G】
社会課題解決に向けて
本会が取り組む4つのアプローチの総称

①農業（Agri）と地域（Regional）を組み合わせた造語
②環境（Environment）
③社会（Social）
④ガバナンス（Governance）の頭文字をとった略

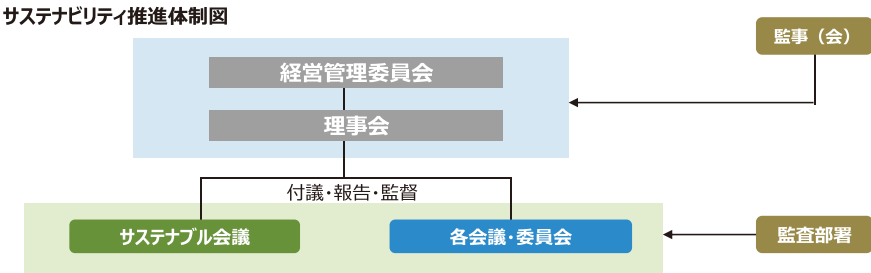
気候変動への対応（TCFD提言に基づく開示）

当会の基盤となる農業は、気候変動による負の影響を被りうると同時に、気候変動を増幅させる潜在的可能性を有している産業でもあります。気候変動への対応は、当会の使命である農業の発展に貢献するものであり、当会は、気候変動に関連する機会とリスクの観点に着目し、事業活動を通じて緩和と適応に貢献する取り組みを進めています。その一環として、気候変動が当会の事業に与える影響、リスクに対して適切に対応し、TCFDの提言を踏まえた取り組みの開示に取り組んでいます。

※TCFDとは
2015年に金融安定理事会（FSB）が金融システムの安定化を図るために設置した支援組織。全ての企業に対し、気候変動関連リスク・機会の評価と財務への影響について開示することを提言しているもの。

ガバナンス

- 当会は、SDGs（持続可能な開発目標）に対する基本的な方針として「サステナビリティ基本方針」を制定し、事業活動との一体性を高めることで、地域社会と全てのステークホルダー（利害関係者）の持続的な発展に貢献するとともに、当会の社会的評価、地域における存在価値向上を目指しています。また、気候変動を含む環境課題・社会課題を経営上の重要事項と捉え、理事会・経営管理委員会において議論し、経営戦略等に反映しています。
- 具体的な対応方針や取り組み状況は傘下のサステナブル会議にて協議し、協議内容は理事会・経営管理委員会に付議・報告され、理事会・経営管理委員会の監督を受けています。
- サステナブル会議は、代表理事理事長を議長に、理事とリスク統括部、総務部、総合企画部から構成されています。



戦略

- 当会では、短期（5年）、中期（10年）、長期（30年）の時間軸で、2℃（政策・規制が導入され気候変動が抑制される場合）・4℃（政策・規制が導入されず気候変動が抑制されない場合）シナリオをもとに気候変動に関連するリスクと機会を以下の通り認識しています。

当会で認識する気候変動リスクと機会

	内容	時間軸
移行リスク	■2℃目標達成に向けた規制対応が投融資先のビジネスモデルや業績に影響を及ぼすことによる与信コストの増加	中～長期
	■市場が脱炭素化を志向することで商品・サービスの需給関係、企業業績が変化することによる与信コストの増加	
	■国際的な気候変動への対応強化要請の高まりを踏まえた規制変更	短期
	■気候変動に対応する取り組みや情報開示が不十分とされるリスク	短期
物理的リスク	■気候変動が農業生産、JA経営基盤等に影響を及ぼすリスク	
	■自然災害に伴う投融資先の事業停滞による業績悪化や、不動産等の担保価値の棄損を通じた与信コストの増加	短期～長期
	■異常気象による当会資産の損傷に伴う事業継続への影響	
機会	■脱炭素社会への移行を支援する金融商品・サービスの提供等、ビジネス機会の増加	短期～長期
	■省エネ・再エネ化による事業コストの低下	短期～長期
	■気候変動対策のためのインフラ整備や技術開発等に対する投融資機会の増加	中期～長期

※移行リスク：気候変動の緩和と適応への取り組み進展に伴う政策、法規制、技術、市場などの変化の影響を受ける投融資先の信用リスクや座礁資産化リスク
※物理的リスク：気候変動に伴う自然災害や異常気象による当会および投融資先の資産に対する物理的な被害を通じて財務棄損が増大するリスク

炭素関連資産の状況（令和6年3月末）

当会融資残高に占める炭素関連資産の割合	8.3%	※TCFD提言の定義を踏まえた炭素関連資産の割合
---------------------	------	--------------------------

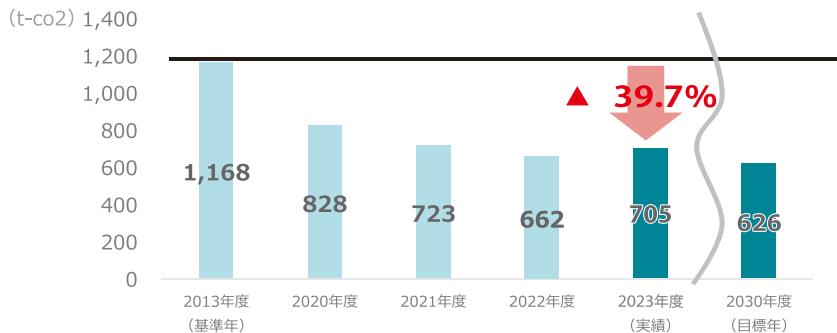
リスク管理

- 当会では、気候変動に関連する物理的リスクや移行リスクの影響に鑑み、当会取引先の事業活動に及ぼす信用リスク等を中心にリスク管理を実施していきます。
- また、「ESG投融资方針」を定め、大量の温室効果ガスの排出や、有害物質の放出等によって気候変動や大気汚染等の環境に重大な影響を及ぼすことが想定される石炭火力発電所の新設を資金使途とする投融资は、災害時対応等のやむを得ない場合を除き、新規融資は行いません。

指標・目標

- 当会では、3ヵ年ごとに「環境保全行動計画」を策定し、CO2排出量の削減と紙使用量の削減による森林資源の保護に取り組むとともに、「札幌市生活環境の確保に関する条例」も踏まえ、CO2排出量（Scope1および2）を指標として設定し、排出量削減に努めています。
- 環境・気候変動対応にかかる指標として、2030年度（令和12年度）のCO2排出量を2013年度（平成25年度）対比▲46.4%とする目標を設定しました。
- 2023年度（令和5年度）のScope1および2のCO2排出量は705トンであり、2013年度（平成25年度）対比▲39.7%となりました。

CO2排出量の状況



【目標】

2013年度対比▲46.4%

※省エネ法の定期報告書の基準に準拠して集計

※Scope1：ガソリン・ガス・灯油等の使用による直接排出、Scope2：他社から供給された電力・熱・蒸気の使用による間接排出の合計

ESG投融资の状況

- 令和6年3月末迄の新規取り組み額は636億円で、進捗率127.2%となりました。

ESG投融资
目標
R4～6年度

500億円

R6年3月末実績（累計）

636億円【進捗率127.2%】

※令和6年度よりESG投融资目標額を680億円に見直します。（当初目標額300億円）



詳細は「サステナビリティレポート」をご覧ください。



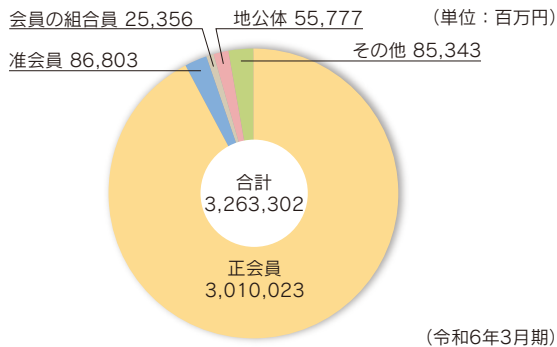
取り組み事例

地域経済活性化への貢献

当会は、地元のJA等が会員となって、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

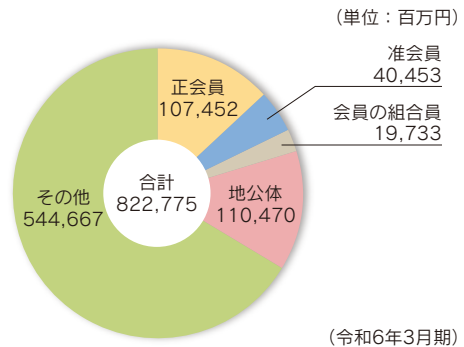
地域からの資金調達の状況

【貯金残高】（NCD含む）



地域への資金供給の状況

【貸出金残高】



地方債引受

令和5年度の北海道債の引受（銀行等引受債）は44億円でした。これは当年度内総発行額1,000億円に対し4.40%のシェアを占めており、引受全金融機関別のシェアでは上位第4位という重要な位置にあります。

道内農畜産物の販売代金等の資金を会員JAから貯金として吸収し、北海道債の引受をはじめ道内地方公共団体への融資として還元することにより、北海道経済の持続的発展に寄与し、地域社会の活性化に貢献するよう取り組んでおります。

協同組合間・他業種との連携強化

協同組合ネット北海道の取り組み

協同組合ネット北海道は単一の協同組合では解決できない課題について、複数の協同組合の連携で解決し、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に寄与することを目指しているものです。

当会も構成団体の一員として取り組みに参画しており、令和5年度は、こども食堂北海道ネットワークを通じてこども食堂活動の援助を行いました。



バイオガスプラント普及に向けた連携協定

JAバンク北海道では、酪農・畜産業における家畜ふん尿処理に伴い発生するエネルギーの有効活用を目的に、2020年8月にバイオマスリサーチ株式会社・農林中央金庫・当会の3者で「バイオガスプラント普及にかかる連携協定」を締結し、バイオガスプラントの普及支援に取り組んでいます。

地域貢献活動

地域の活力創造・コミュニティ維持に向けた取り組み

JABANK北海道では、「地域共生社会」の実現に向け、JAがより地域での役割を発揮していくために、地域の課題に対し創意工夫をもって取り組む「ふるさと共創事業」により、地域活性化に取り組んでいます。

清掃活動

地域美化の観点から、北海道の環境市民団体「NPO法人 北海道市民環境ネットワーク」が事業運営する「ラブアース・クリーンアップin北海道」の活動に参加し、各事務所周辺の清掃活動に取り組みました。

献血への協力

地域医療に貢献する観点から、各事務所で日本赤十字社の出張献血（献血バス）に協力しており、令和5年度は、延べ28人が献血に協力しました。

当会は医療に必要な血液が安定的に確保されるよう、献血に積極的に協力する企業・団体が参加している日本赤十字社「献血サポーター」の一員です。

エコキャップ・リングプル、使用済み切手収集、ベルマーク運動

ペットボトルのキャップや空き缶等のリングプルを収集し、障害者の自立支援や小児の難病支援に役立てていくために、収集物を全国社会福祉援護協会に寄贈しています。令和5年度は、約34千個のキャップ、約13千個のリングプルを寄贈しました。

使用済みの切手を収集し、ユニセフ募金として日本ユニセフ協会に寄贈しています。ユニセフ募金は、世界中の子供たちの命と未来を守るユニセフの活動を支えています。令和5年度は、約14千枚の使用済み切手を寄贈しました。

教育環境の整備を行うベルマーク運動に賛同し、収集したベルマークをベルマーク教育財団に寄贈しています。

小学校へ補助教材本を贈呈

JABANK北海道では、JAバンクが行う社会貢献活動として、JAが行う食農・環境・金融経済の教育活動をサポートする「北海道JAバンク食農教育応援事業」を平成20年度から展開しています。

本事業の一環である教材本贈呈事業では、小学校の授業等で活用いただける、食農教育・環境教育などをテーマとした補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を作成し、全道の小学校・特別支援学校に贈呈しています。

令和5年度は、北海道教育委員会をはじめ各市町村教育委員および各学校のご理解・ご協力のもと、全道987校の小学校5年生（約48,000人）ならびに19校の特別支援学校へ、最寄りのJAを通じて贈呈いたしました。

JABANKは、補助教材本贈呈事業を通じて、教育現場での食農教育を応援しています。



【贈呈した教材本（一般用・ユニバーサルデザイン用）】

北海道日本ハムファイターズ「ゆきのね奨学金」への協賛

JAバンク北海道では、令和元年度より、北海道日本ハムファイターズのCSR活動の一つである「ゆきのね奨学金」に協賛しています。

本活動は、18歳以下の子どもを対象とする道内ウィンタースポーツへの助成事業により、スポーツ振興を通じて地域社会の未来を創造していく活動となっています。

JAバンク北海道は、北海道の将来を担う子供たちが健やかに成長していくことを支援しています。



金融リテラシー向上の取り組み

協同組合の役割、金融取引に関する意識・知識等の金融リテラシー向上を目的に、協同組合金融機関と連携して、道内の大学生向けに金融講座を開催しました。

令和5年度は、「JAバンクと北海道における農業融資体制について」をテーマに講義・連携授業を開催し、30名の学生に参加いただきました。

札幌市内及び近郊に住む小学3・4年生を対象とした、疑似的な就労・消費生活等の市民体験ができる札幌市主催イベントへ参加し、「お金に係る知識やJAバンクについての座学」や「銀行の仕事を体験してもらう」等の体験をしていただきました。

食農教育応援事業の取り組み

JAバンク北海道では、道内在住の親子による「収穫体験」と「料理教室」をセットにした体験型バスツアーを食農教育応援事業の一環として実施しました。令和5年度は10コースを企画し、延べ111家族269名の親子に参加いただきました。

また、「わくわく農業家庭菜園」を実施し、道内12校の小学校・特別支援学校に、約660個の「サラダハウレンソウの栽培キット」を提供のうえ、種まきから収穫まで体験していただきました。

【稲刈りの様子】



【苫前産ミニトマトを使った
そうめんづくりの様子】



サラダハウレンソウ [GD953-04]



高齢者の安心・安全を支える

金融犯罪防止への取り組み

JAバンク北海道では、北海道警察と連携し、ラジオを通じた特殊詐欺被害の撲滅に向けた啓発活動を実施しています。

STVラジオ番組での情報提供のほか、STVラジオ公式YouTubeチャンネルと協力し、特殊詐欺の手口と対策を勉強する動画を作成・配信し、道民の皆さまが特殊詐欺の被害に遭われないよう呼びかけています。



〈YouTube動画 イメージ〉
©STVラジオ

年金相談会の開催支援

JAバンク北海道では、年金をお受取りになる方への受給手続きの支援など、年金に関する相談や疑問をお持ちの方に対応できる年金相談窓口の充実に取り組んでおります。

各JAでは、年金をJAで受け取られている皆様を中心に「年金友の会」をつくり、会員間の親睦を深める活動を行っており、当会は、各JAを通じて活動を支援し、健康で楽しく暮らせる明るい地域社会づくりに協力しています。

社会的責任について

金融円滑化の取り組みについて

当会は、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置付け、公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、当会としての方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化に係る基本方針はこちらから 〈<http://www.jabank-hokkaido.or.jp/shinren/efforts/>〉

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針について

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備しております。

当会は、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、お客さまの経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性について、お客さまの意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

経営者保証を求める場合には、お客さまに対して、「どの部分が十分ではないために保証契約が必要になるか」、「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」などについて丁寧に説明を行います。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行います。

事業承継が行われた場合は、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

保証履行を求める場合には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況、経営責任等を総合的に勘案した上で、履行請求の範囲を検討いたします。

お客さま本位の業務運営に関する取り組みについて

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として助け合いの精神のもとに、継続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指しています。

その中で、北海道信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、協同組合組織の農業専門金融機関として、会員JAとその構成員である組合員の経営と生活の向上を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与していくこと、また、地域金融機関として、組合員等の利用者ニーズに対しJAと一体となって金融サービスを提供することにより、農業およびその関連産業の振興、地域社会の活性化に貢献することを経営理念に掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を定期的に見直ししていくとともに、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) 当会は、お客さまに提供する金融商品について、特定の投資運用会社に偏ることはなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

※【取組事項】は除く。以下同様。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) 当会は、お客さまの金融知識・経験・財産・ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご説明・ご提案いたします。

【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

- (2) 当会は、お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分に提供します。

【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

- (3) 当会は、お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) 当会は、お客さまへの商品の選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、当会が定める「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則3本文および（注）、原則4、原則5（注4）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 当会は、研修や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

※上記の原則及び注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改定）との対応を示しています。

以 上